

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第4回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成25年11月1日（金） 午後1時30分から3時30分まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、西村弘、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	1 人
議題	市民協働推進条例検討委員会ワーキンググループによる市民活動団体アンケート調査の結果報告、条例素案の検討		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 第3回会議録 ③ ワーキンググループの報告書一式 ④ 条例素案		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) ワーキンググループの報告 (2) 素案の検討 (3) その他 4 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1)ワーキンググループの報告</p> <p>ワーキンググループより、協働に関する市民活動団体のアンケートについて、集計結果及び職員アンケートとの比較結果について報告がありました。</p> <p>委員長よりアンケートの集計結果について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例においてまちづくりの定義付けが重要になってくるものと考えます。 ・体力のある団体が育つためには、支援が必要であり、体力があっても信頼関係がないと協働にならないので交流する必要がある。そして協働を進めるために環境整備を行う必要があるので、「支援」「交流」「環境整備」それぞれを条例にどう組み込んでいくかが重要であると思う。 ・そのためにも、ワーキンググループにおいて、交流等について「こういうことをやりたい」という仕掛けを提案して欲しいと思う。 ・所感の中で、「なれあい」や「癒着」について触れているが、これはその防止策として公正性や透明性について条例で定めた方がいいという主旨なのか。(この質問に対しワーキンググループより、アンケート結果を受けて、協働の主体が固定化されてしまうという問題を述べたものであるとの回答がありました。) <p>委員長より、ワーキンググループ内でアンケート結果についてさらに検討してほしいとの要望が話されました。</p> <p>(2) 素案の検討</p> <p>委員長より、素案について、委員に意見を求め、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この素案は、どこに座間らしい特色がありますか。(この質問に対し事務局より、指針をもとに作成していますが、「協働事業」の定義を盛り込んだところが一つの特徴であり、これは、前回会議で協働事業の理解に関する議論があったので、「協働」「協働事業」をそれぞれ定義付けしたとの回答がありました。)
-------------------------------------	---

- ・協働と協働事業についての認識に、委員の間でも食い違いがあるため、協働と協働事業の定義を固める必要がある。
- ・行為、あるいは心、考え方といったものが協働であり、その協働の気持ちで事業をやっていくことが協働事業であると思う。ただ、そういう位置づけにするとすべて協働事業になってしまうので、「協働」と「協働事業」を明確に分ける必要が出てくる。行為を定義するのと事業を定義することの違いがここにあって、協働事業を定義することは大きな意義があると思う。
- ・条例素案第1条の「住みよいまちづくりの実現」とあるが、「まちづくり」は活動や行為なので、行為を実現するために何かをやるのかということか、住みよいまちという一定の秩序を作るために寄与することを目的とするのか。大きな違いがあると思う。
- ・この条例は、理念と施策の基本原則と市と市民の責務・役割をつくることなので、それによって「協働によるまちづくりに寄与することを目的とする」となるのではないか。
- ・条例素案第1条に「協働事業の概念を明らかにする」と加えるかどうか。
- ・そもそも協働や協働事業をなぜしなければいけないのか、ということはどこかに説明があるか。
- ・前文をつければそこに盛り込むことができると思う。
- ・条例素案第3条第3項は、市の責任ではないのか。主語を「市及び市民等」とし、市民同士の協働もこの条例に沿うものにした方がいいと思う。
- ・行政が関わらない、市民同士の関係を条例で決めるべきではないと思う。アンケート結果にもあったように協働を強制や排除するものではないと思う。協働が大事である。ということを前文で謳うことは可能ではないかと思う。
- ・条例でしかできないことをやるべきであり、「行政に何かをやらせる」ものが条例だと思う。
- ・広義での協働、狭義での協働事業とするならば、そこで得られた知見を行政の他の部分にも活かしていき、行政改革の一環とする旨を書き込むのはどうか。
- ・その内容を「柔軟な行政を実現する」という形で、条例素案第3条第3項に盛り込むのはどうか。
- ・中間支援機関について書き込むべきか。つまり、市民活動サポートセ

ンターについて。

・それは施策レベルではないかと思う。次回までに中間支援機関について述べている条例がどのくらいあるのか調べてもらうのはどうか。

・条例を推進するためにはどうするかという話が以前あったと思うが、その一つとして本条例に基づき施策を推進させるための「基本計画」を定めることがあったが、このような「基本計画」についてと、先ほど述べた広義での行政改革については条例で触れても良いかと思う。あとは、この条例自体も時限性にして、定期的に見直しした方がよいと思う。

・「施策の評価」を入れた方がよいと思う。そうすると事業評価を年1回くらいやるのがよいと思う。

・理念や思想を謳うのであれば、不変的なものを書くものであるから、見直し条項を入れるのはしっくり来ないと思う。

・「基本計画」を書くのであれば規則はいらないのか。

・条例素案第10条にあるように、規則はつくる必要があります。ここでいう「基本計画」とは、総合計画に対しての個別計画となるので、おそらく、今の組織で言えば市民協働課が、総合計画で位置づけている計画を別の視点で取りまとめるものになると思う。

・条例素案第7条3項に「協定書を締結する」とありますが、これは必要ですか。

・それがないとすべてが協働事業になってしまいます。

・この条文は確かに手続きについて述べています。「協定書」ではなく「協定を結ぶ」とした方が自然ではないか。

ただ、もう少し議論した方がよいのは「協働事業」とは実態としてなにを指しているのかで、その具体例を共有した方がよいと思う。

・既成の事実に合わせてるのであれば、条例を作る必要がなくなるのではないか。

・既に「協働事業」と謳っているものが、今回の条例で協働事業でなくなってしまうのは問題があると思う。

・協働事業としてどういう事業があるのか具体的に示してください。

・条例素案第7条の協働事業の定義として、唯一客観的なのは「協定書」だけです。それがないと協働事業は極めて曖昧になると思う。

各委員の意見を受けて、委員長より、素案に対して、次回会議までに意見を事務局に提示するようにとの指示がありました。また、座間市の

各所管部署が個別分野別計画やその他の文書内で「協働事業」あるいは「協働により実施」と謳っている“協働事業”の実例についても事務局で調べるように指示がありました。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。